

カノッサ事件再考

井 上 雅 夫

はじめに

「私はカノッサへ行かない」というのは、一八七二年のドイツ帝国議会でのビスマルクの言葉として今日よく知られている⁽¹⁾。彼がこのような発言をしたのも、当時カノッサ事件についての関心なり研究が広まっていたためであろうと予想したくなるのであるが、実際は逆であったようである。むしろ彼の発言によってカノッサ事件への関心が呼び起こされ、その研究が盛んになったようである⁽²⁾。しかも、その後のカノッサ研究には、彼の言葉が引用されないことはほとんどなかつたと言われるほどに、その影響は甚大なものであつた⁽³⁾。彼の発言の裏には、当時の文化闘争の中につけて、カノッサ事件について国家の教会への屈服を象徴するものとして、ドイツの国家や王権にとっての否定的、屈辱的なイメージが強く作用していた⁽⁴⁾。そしてこのイメージがその後のカノッサ研究に大きな影響を与えてきたと考へても誤りではないであろうと思う⁽⁵⁾。実際今日においてさえ、一般の歴史記述がこういうイメージから完全に自由になつてゐるとは言い難いのである⁽⁶⁾。

かでこれがや別稿で見たところ、トリニティ会議におけるペインリーの立場は、従来一般に言われてゐる
ほどの苦境ではなかった。少くとも彼には最後まで相手方に対抗し得る程度の力はあったと見られる。しかし中
で交渉が行われたのである。それは苦しみからの己むを得ぬ譲歩ではなく、他のより大きな目標のための譲歩であ
った。トリニティ会議についてのこのような評価の変化が可能なら、いれは直ちにカノッサ事件の評価にも関係してい
る。そりや本稿では、これまでの考察を踏まべばかく、カノッサ事件についての新たな評価の可能性を探っていく
あたらしい題へ。

- (1) H. Fuhrmann, Gregor VII., »Gregorianische Reform« und Investiturstreit (Das Papsttum I. 1955) s. 170.
(2) H. Zimmermann, Der Canossagang von 1077. Wirkungen und Wirklichkeit (1975) s. 83.
ibid. s. 111.
- C. Schneider, Propheticus Sacerdotium und heilsgeschichtliches Regnum im Dialog 1073-1077. (1972) s. 202.
(4) H. Fuhrmann, op. cit., s. 170.
- カノッサ王羅(ヘンリック)のカノッサの屈辱的なマーチは、基本的には年代記(ハノーファー歴史文庫)。
- C. Schneider, op. cit., s. 202. 本稿、第1章、注37参照。
- (5) H. Keller, Geschichte Deutschlands (Propyläen, 1986) Bd. II. s. 17. 参照。
- 例えば、最近出た中世史辞典(カノッサ城が八百年前にカノッサの屈辱のシナリオとなつたと述べてゐる)。
- Dictionary of Middle Ages, Vol. III. (1983) p. 69.
- 拙稿、「カノッサ王羅(ヘンリック)会議」(工)、及び(工)。
(文化学年報、第三十六輯、人文学、第四十四号、昭和六十一年)

トリブール会議の結果については、諸侯（特に急進派）側はなお不安をもつていたため、彼らは独自にハインリヒについて翌年の一月六日ないし二月一日にアウクスブルクの会議で論議することを決め、ここにグレゴリウスを招いた。この動きについてベルノルドとボニツォはハインリヒと協定した上で行動であることを伝えているが⁽³⁾、トリブールでの公式文書である「約束」が明確な日付や場所を提示するのを避けていることや、後述の王と法王、諸侯と法王とのそれぞれ別個の交渉からみて、やはり諸侯側の独自な決定と見る方がいいであろう⁽⁴⁾。

実際ブルーノも、ハインリヒがグレゴリウスから破門の解除を得るために急いで準備したのに対し、諸侯側は王が二月はじめに破門から解かれない場合、王として認めないことをお互いに誓つたことを伝えている⁽⁵⁾。これは諸侯側の別個の行動を示しているし、トリブールの協定が、諸侯とくに急進派にとって如何に不利益ないし不安なものであったかを示している⁽⁶⁾。彼らが一年以内の破門解除のない場合、王として認めないことを決めたことは⁽⁷⁾、教会法による破門期限の問題を王の罷免への最大根拠にしたことになる。これは王の罷免を彼ら自身で実行できることを認めたことにもなるし、後にカノッサで起こったように赦免が与えられて彼らの意図が崩される可能性をも残したものである⁽⁸⁾。それに破門期限の迫っていることから見ても、早く事態を解決しようとする諸侯側の焦りをここに見ることも可能であろう⁽⁹⁾。

いざれにしても、アウクスブルクの会議やグレゴリウスの招待、それに破門の期限のことは諸侯の意向を示すもの

であり、これを「一般布告」や「約束」の中に反映できなかつたことは、やはり彼らの弱さを物語るものであろう⁽³⁾。しかしそれでも彼らはこの独自な協定が達成できたことを一応の成果と見ていたようである。ここに主な年代記が一致して伝えているように、彼らが「喜んで」それぞれの國へ帰つて行つた理由があるのであるう⁽⁴⁾。しかもこの独自な協定は、既述のようにベルノルドやボニーツォがハインリヒの同意の下になされたと伝える程に、「一般布告」や「約束」を前提としてはじめて眞の意味で実行しうるものであつたと考えられる⁽⁵⁾。この意味では彼らの独自な協定は、トリブールでのハインリヒとの公的な協定と決して矛盾するものではなかつたのである⁽⁶⁾。ともかく、公的な協定では何も具体的なことは決められていなかつたのであり、具体的な詰めはその後の交渉にかかつてゐたのである。

このため諸侯側はトリブール会議での公的使節ともいふべきトリーア大司教ウードとは別に独自に使節をローマに送つたのである⁽⁷⁾。ローマであらためて諸侯の使節とグレゴリウスとの交渉が行われ、法王は結局この要請を受け入れたのである。諸侯の使節はこの決定を喜んで持つて帰り、諸侯たちはこの法王の決定を歓迎し、実行のために全力を尽し準備することになつた⁽⁸⁾。ここにもこの諸侯の協定がトリブールでの王を交えての交渉の結果ではなかつたことが明らかになる。といふのはもし王を交えた交渉があつたのなら、彼らはわざわざ別の使節を派遣して法王との交渉をする必要はなかつたであろう。それに彼ら独自の協定であつたからこそ、法王がこれを受け入れた時に彼らは喜んだのであつた。

他方、王もトリブール会議のあと上述のウードを通して独自に交渉していた⁽⁹⁾。ウードは仲介者的な立場であつたが、とりわけ王のために行動していたようである⁽¹⁰⁾。この交渉において王はローマで赦免を受けることを求めたのである⁽¹¹⁾。この王の願いも、諸侯とりわけ急進派の考えに結局は対立するものではあつても、トリブールでの公的

な協定に矛盾するものではなく、やはりその具体的な詰めであったと見るべきであろう⁽⁶⁾。

この王側のローマでの交渉は難航し、結局法王の拒否にあって失敗した⁽⁶⁾。ベルトルトはこの原因を手紙の偽造としているが、この記述に問題が多いことはすでに別稿で述べた⁽⁶⁾。むしろ法王は王及び諸侯との交渉の中で、諸侯の申し出を受諾したため、王の申し出を拒否したにすぎないというのが事の真相であろう。これも法王が諸侯とより密接に結びついていたから⁽⁶⁾ではない。単に諸侯の提案により大きな期待をもつていただけである⁽⁶⁾。ランペルトによると、法王が後にカノッサにおいて原告（諸侯）のいない所で被告（王）のことを裁判することは教会法に反するとしてアウクスブルク会議を主張したことからも⁽⁶⁾、彼の立場が諸侯の提案に近かったことが分る。法王が考える王との和解とは、結局このような形で行われることを期待していたのであるう。王にとって彼の申し出が拒否されたことは確かに願きではあつたが⁽⁶⁾、彼はいずれにしろどこかで赦免を受けるつもりであり、ともかくイタリアへ行くことを考えていたと見られる⁽⁶⁾。

王はローマでの交渉の結果をショペイナーで待っていた。ベルトルトによると、王はここで悔悛者として一時政治から退いた謹慎生活を送り、しかも諸侯の監視下にあつた⁽⁶⁾。しかしこの監視が王の行動を縛るほどのかびしいものなら、王がローマと独自に交渉したり——しかもその交渉内容は諸侯のものと対立している——やがてカノッサへ行くことは不可能であったであろう。もつともカノッサ行は諸侯を欺いてのみ可能であったのであり、誰も王の計画を知らなかつたため、王のカノッサ行は突然の出来事であつたとも言われる⁽⁶⁾。だが本当に諸侯がこれを予想していなかつたのなら、彼らはアルプスの峠を事前に塞ぐことはなかつたであろう⁽⁶⁾。従つて王がこのようにイタリアへ予想していた諸侯の真にきびしい監視下に実際あつたのなら、王の旅は不可能であつたはずである。

確かに王は赦免を求めるために悔悛の態度を示したとしても、なお諸侯に対し対抗力をもつており、彼は多少監視されていても、より自由な状況の中で旅の準備をしていたと見るべきであろう。そもそも王にとってドイツの国内状勢が危険なら、ドイツをあとにしてイタリアへ行くことは考えられなかつたであろう。⁶ それに多少であれ監視されていたとしても、そのこと自体は王の立場が悔り難いと見られていたことを示していよう。王がドイツを離れる時、諸侯に戦争に行くかのように思わせたというベルトルトの記事は⁷、王にそれだけ行動の自由があつたことを示すし、諸侯もそのように見ていたのである⁸。

諸侯は王がイタリアへ出発した時、このように悔悛ではなく戦うために行つたため、彼らは法王に約束していたドイツへの旅の護衛を出さなかつたと見られている⁹。ベルトルトやペアルリフ・オノリベルノリートも護衛派遣取り消しの理由として、王がイタリアへ行つて出てきた危険を挙げている¹⁰。だが実際は、王は僅かな供のみでまさに「密かに」と表現されるような姿でイタリアへ出発したのであつた¹¹。もし王が諸侯の真にきびしい監視下に実際あつたのなら、彼らはこんな誤解をしなかつたであろう。その上、彼らの申し出に応じてドイツへ向かつた法王も、北イタリアで王がやつて来るのを「思いがけず」聞き身の危険を感じて慌ててカノッサ城へ避難したのであつた¹²。このことも諸侯と連絡していたであろう法王に正確な情報が入つていなかつたことを示している。

これらのこととは、当時王はある程度行動の自由をもつていたことを示すとともに、王の状態がその行動を縛るほど監視を許すような慘めなものとは見られてはなかつたがゆえに、王のイタリア行が相手側に脅威を感じしめたことを示しているのである。事実、王のイタリア行は法王に対して十分脅威を与えるものであった。というのは王がイタリアに入るや否や、たちまちロンバルディアの司教や諸侯が多数集まり、強力な軍が生まれたことを当時の年代記が

一致して伝えているからである。王のところに集まつた人々は、王が法王と戦うつもりでやつて来たと判断していたのであつた。トリブール会議のあと、その間に王についての情報も当然ロンバルディアに伝わつていたと考えていいであろう。その人々も王の状況についてこのように判断していたのであり、また法王自身もよく似た判断をしていたのである。もし当時ハインリヒの状況がイタリアへの決死行をしなければならないほど悪いと一般に考えられていたのなら、こんな予想を誰もすることはなかつたであろう。

いざれにしろ、イタリアにおいて多数の支持者を集めた王の立場からすれば、法王を力づくで屈服させ、場合によつては赦免を強要することも可能であつたとも考えうるのである。当時マンドヴァまで来ていた法王がカノッサ城に避難したのも、一つには彼が捕えられる虞のあることを知らされたからであつた。当時の状況からすれば、法王はまさにカノッサ城によつて守られていたのであつた。当時の法王はトリノとトスカナの二人の女伯の軍事的援助に決定的に依拠している存在であつた。王にとってカノッサ城を包囲することは十分に可能であった。このように軍事的に優位な立場にあつた王は、しかじあえて武力に訴えず、所期の目的通り赦免を求める方針をとらたのである。この面から見ると王はカノッサでもトリブールの時と同じく、ある程度の余裕をもつて事に臨んだと見ていいであろう。

もつとも王に余裕があつたといつても、王にとってすべてが計算通りにここまで運んできたと見ることは出来ない。王は確かに二月二日の会議を予想してイタリアのどこかで法王と会う計画を立てていたであろう。しかしそでに一月八日にマントヴァまで来ていた法王に諸侯側からの護衛がもし来ていたのなら、王は法王に会うことが出来ず、この計画は空しいものになつていたはずである。この意味で王の計画にもある種の賭があつたと見なければならない

やあらへ。

右のいふに説明し、諸侯側はアウクスブルクの会議をはじめ1月六日に予定して法王を招いたが、交渉の結果11月11日になつたかの説ある。この説を申し出しこのものとするならば、これは諸侯側が如何に事態の結着を急いでいたかを益々甚ひゆるやうであるといふに、他方グロコウペは期日を延ばさるにいたり、その意図はとくがく事實上、王に彼との会見の可能性をもう多く残したいんだらへ。ボイマハゼ、この期日の延期の結果は諸侯にとって不當だものであつ、志田は王の「約束」の中の「薄削だ歯に」へふべ留葉は今や好意的な反応をしたと述べてゐる。

(3) G. Meyer von Knonau, *Jahrbücher des deutschen Reiches unter Heinrich IV. und Heinrich V.* (1894, 1964) Bd. II. s. 734.

H. Beumann, *Tribur, Röm und Canossa. (Investiturstreit und Reichsverfassung, 1973)* s. 42.

本章注(3)参照。

(2) Bernoldi Chronicon, MG. SS. V. s. 433.

「ベーハコヌの約束」、諸侯へよめに誓へ」

Bonizo, *Liber ad amicum. (Monumenta Gregoriana, 1865, 1964)* s. 671.

(3) 「王がアラウカバを誓へるに同意するなど……」
「ホラカタナハゼ、ベーハコヌの「約束」へタスカバの約束など、ベーハコヌの諸侯との共圖で盟られたに異ひない。しかるに此方は彼の以前の見解へ異ひて、よくやうやくもへども。 (本章注(2)参照)

A. Brackmann, *Tribur (Canossa als Wende, 1969)* s. 219.

(4) Brunonis Saxonum Bellum. (*Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters*, Bd. XII. 1974) c. 88, s. 328.

(5) A. Brackmann, *Heinrich IV. und der Fürstentag zu Tribur. (Historisches Vierteljahrsschrift, XV. 1912)* s. 189.

- （㊀） Bertholdi Annales, MG. SS. V. s. 287.
Bruno, op. cit., c. 98, s. 328.
Lamperti monachi Hersfeldensis Annales, (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters, Bd. XIII, 1973) s. 390.
- （㊁） H. Fuhrmann, op. cit., s. 170. 《經》。
A. Brackmann, Heinrich, op. cit., s. 189. 《經》。
H. Fuhrmann, op. cit., s. 170. 《經》。
H. Beumann, op. cit., s. 42. 《經》。
- （㊂） C. Erdmann, Tribur und Rom, (Canossa als Wende, 1969) s. 103. 《經》。
A. Brackmann, Tribur, op. cit., s. 217. 《經》。
溫蠻無蠻 丁 因「一」《經》。
- （㊃） Bruno, op. cit., c. 88, s. 330.
Lampert, op. cit., s. 392.
Berthold, op. cit., s. 287.
- O. Holder-Egger, Fragment eines Manifestes aus der Zeit Heinrichs IV, (NA 31, 1906) s. 189.
（㊄） C. Erdmann, op. cit., s. 101.
C. Erdmann, op. cit., ss. 93-94.
A. Brackmann, Tribur, op. cit., ss. 217-218.
（㊅） Lampert, op. cit., s. 392. Berthold, op. cit., s. 286.
ふくらは「経」の延長くの義を押しつけた。 C. Erdmann, op. cit., s. 92.
Wolfram von den Steinen, Caussa, Heinrich und die Kirche, (1969) s. 67.
E. Hawitschka, Zwischen Tribur und Canossa, (Historisches Jahrbuch 94, 1974) s. 29.

- ¶ Berthold, op. cit., s. 287.
- ¶ H. Beumann, op. cit., s. 45.
- ¶ 滅靈顯德 丁 +°—»° E. Flawitschka, op. cit., s. 36.
- ¶ Das Register Gregors VII. hg. v. E. Caspar. (MGH. Epp. sel. 1920) (§¶ Reg. សិរីទី) IV. 12.
- ¶ The Epistolae Vagantes of Pope Gregory VII. ed. & tr. by H. E. J. Cowdrey. (1972) (§¶ Ep. សិរីទី)
- No. 17. p.48.
- Berthold, op. cit., s. 287. H. Zimmermann, op. cit., s. 139.
- E. Flawitschka, op. cit., s. 45.
- ¶ សិរីទី ពី — នៅ បានលើក្រុងគ្មាន — និង ត្រូវបានដាក់ជាបាន និង ត្រូវបានដាក់ជាបាន
- Bruno, op. cit., c. 88. s. 328.
- E. Flawitschka, op. cit., s. 36. 40. H. Beumann, op. cit., ss. 45-46.
- C. Schneider, op. cit., ss. 179-180. សិរីទី
- ¶ Reg. IV. 12. Ep. No. 17. p. 48.
- E. Flawitschka, op. cit., s. 40.
- ¶ Berthold, op. cit., s. 287.
- ¶ 滅靈顯德 丁 ក~ណុំ—»°
- ¶ C. Erdmann, op. cit., s. 112.
- ¶ F. Baethgen, Zur Tribur-Frage. (DA 4. 1940-41) s. 406. សិរីទី
- ¶ Lampert, op. cit., s. 404.
- ¶ C. Erdmann, op. cit., s. 112.
- A. Hauck, Kirchengeschichte Deutschlands, Bd. III. (1954) s. 807.
- ¶ H. Beumann, op. cit., s. 45.
- C. Schneider, op. cit., ss. 179-180.

- (26) Berthold, op. cit., s. 287. C. Erdmann, op. cit., s. 112.
- (27) 「リーフィーは「輦車の馬鹿」」ヤタコトは入ったルネサンス Bonizo, op. cit., s. 672.
O. Holder-Egger, op. cit., s. 189. 本章、注を参照。
C. Erdmann, op. cit., s. 113.
- (28) Lampert, op. cit., s. 396.
- (29) 一般に100年以後のベニスのヨーロッパの内政状勢の安定が理由であらわされる以上、カヘキの
監視同様な見方をしても誰も驚かなければならぬ。
- W. von den Steinen, op. cit., s. 82.
- H. Fuhrmann, op. cit., s. 172.
- (30) Berthold, op. cit., s. 288. カヘキが参謀前に軍を集めテグロニカスを開放する事態を記す。
「アヌーベーの大軍はムラヘ行つたと述べてゐる。(本稿、第11章参照)」
- Bruno, op. cit., c. 89, s. 330.
- (31) C. Erdmann, op. cit., s. 113.
- W. von den Steinen, op. cit., ss. 69-70. 『監視』。
- (32) C. Erdmann, op. cit., ss. 113-114.
- (33) Berthold, op. cit., s. 288.
- Paulus Bernriedensis, Vita Gregorii VII papae. (J. M. Wattenbach, Pontificum Romanorum Vitae, t. I, 1862, 1966)
c. 87, s. 526.
- Bernold, op. cit., s. 433.
- カヘキはムラヘの監視で「ベニスが「船かば」」ヤタコトを行つたと述べてゐる。
O. Holder-Egger, op. cit., s. 189.
- E. Hawijschka, op. cit., s. 43. 『監視』。
- (34) Bonizo, op. cit., s. 672.

Lampert, op. cit., s. 400. Bruno, op. cit., c. 89. s. 330. 『』。

W. von den Steinen, op. cit., s. 70.

③ Lampert, op. cit., s. 398.

Berthold, op. cit., s. 288.

H. Zimmermann, op. cit., s. 141.

W. Goetz, Gestalten des Hochmittelalters. (1983) s. 146.

Lampert, op. cit., s. 398.

H. Zimmermann, op. cit., s. 29.

③ ハノアニスルハセアリ。ハノアリヤハシカガ海盜に殺されたのか、破壘への復讐は殺されたのか、ハノアリハシハナカノア

チ城ぐれり。Lampert, op. cit., s. 400.

③ ハーリュベツヌカの監獄は、ハマハニシが赦免を力んでや釋かれた。彼は取つかれぬ處罰の手を取る。

O. Holder-Egger, op. cit., s. 189.

C. Erdmann, op. cit., s. 113.

ibid., s. 113.

Bonizo, op. cit., s. 672.

④ ハノアキ事件後のハルムラスが、第一ハノアリヤハシカガノアリハシカハサ城から逃れ難いが出来なか

④ トハムアリハサ城の福島郡が、ハルムラス。

F. Schneider, Canossa, (Zeitschrift für Kirchengeschichte, Bd. 45, 1926) s. 169.

⑤ H. Beumann, op. cit., s. 42.

E. Hawitschka, op. cit., ss. 38-45.

⑥ H. Beumann, op. cit., s. 42, 45.

誰掲揚繪、立田ノハシノ參照。

二、

グレゴリウスが諸侯の提案を受け入れドイツに向けて出発したことは、彼を支持する人々の贊意の中で行われた決定では必ずしもなかつたようである。ランペルトによると、ローマの有力者たちはこの旅の結果が不確実なゆえに止めるよう忠告していたのに、法王は出発したのであつた⁽⁴⁾。この旅は、グレゴリウス自身も認めていたように、彼にとって最も慎重に行うべき危険な試みであつた⁽⁵⁾。法王にとって敵の多い北イタリアを通ることも危険であったし、また例年になくきびしい冬の中のアルプスを越えることは、ハインリヒのイタリアへの旅と同様にきびしいものであつたはずである⁽⁶⁾。それに何よりも、状勢のはつきりしないドイツに行くことは大きな危険であつた。この点から見ても法王にとっても、ドイツへの旅は大きな賭であり、冒險であつたと見なければならない。しかも王が大軍をもつてイタリアに入ったこと、法王がアルプスを越える場合、王は別の者を法王に立てるつもりであることがグレゴリウスに知らされたというブルーの記述⁽⁷⁾がある程度当時の反王派や法王派内の気持を表わしているなら、法王は場合によつては対立法王の擁立される可能性を覚悟していたと見なければならないであろう。このように見れば、カノッサで両者が出会つたころの状況は、決して一方的に王のみが大きな賭をし、一か八かの策を打つてきた⁽⁸⁾というような状況ではなかつたのである。少なくとも双方に同じような焦りなり弱味があつたと見るべきであろう。

こういう状況の中でカノッサ事件と呼ばれる王による悔悛行が始つたのである。王がカノッサ付近に到着したのは一月二十一日ごろであり、実際に悔悛を始めたのは一月二十五日であったと考えられている⁽⁹⁾。この経過一つとつて

みても、王がカノッサに来るや否や一目参に悔悛を始めたのではなかつたらしいことは凡そ見当がつくであろう。少なくともこの間に事前の交渉が行われ、さらにこの交渉は、悔悛を始めてからも続けられたと考えられる⁽¹⁾。ドニーツォも事前の三日間の交渉を伝えている⁽²⁾。この交渉中、トスカナ女伯のマティルデとクリュニー院長のユーグが熱心な仲介者として働いたのである⁽³⁾。ランペルトが法王がついに王に悔悛行を許したと報告していること、悔悛行が交渉の結果の行為であったことを示唆している⁽⁴⁾。

この悔悛が一月二十五日から三日間行われたというのも、偶然とみるべきものではなく、あらかじめ意図されたものであったと考えられる。というのは、一月二十五日はパウロの回心の日であった。パウロも三日間の悔悛で生まれ変わったとされているからである⁽⁵⁾。

ドニーツォによると、カノッサでの交渉が行きづまりかけた時、ハインリヒがすぐに出発することを考えていたことは⁽⁶⁾、彼が場合によつては赦免を受ける以外のやり方がありうることを考えていたことを示していよう。「」の他のやり方の一つは、既述のブルトノの報告のように対立法王の擁立であつたと思われる。こう考えると、カノッサでの悔悛は是非ともなすべき起死回生の手段⁽⁷⁾でもなかつたのである。この悔悛は衝動的な自暴自棄的なものではなく、あくまで交渉の結果行われたのである。ブラックマンがトリブールに関して絶望したドイツ王の姿を歴史から消さねばならないと述べていることは、カノッサにも言えることであるう⁽⁸⁾。

確かに王は法王がアウクスブルクに来る前に赦免を求める方がよいと判断し、イタリアへの旅を急いだことは事実であろう。しかしこれを余りに王にとって絶望的な状況として見る⁽⁹⁾ことはない。王は法王がドイツへ向けて出発する前からすでにローマでの赦免を求めており、いずれにせよ彼はイタリアへ行くつもりであつた⁽¹⁰⁾。この旅の時期が

早められ、きびしい寒さの中をあえて行つたことは冒険とも見うるものではあつたが、この点はしかしグレゴリウスにもあてはまるものであり、一方をのみ無闇に不利に悲劇的に扱うことはないのである。むしろ既にふれたように諸侯や法王の側にも焦りが散見されるのである。実際、法王が何か急いでいたことをランペルトは二度も示している。

その上、王がイタリアへ行くと、諸侯側はあつさりとアウクスブルクの会議を中止したのである⁶⁰。このことは、彼らの行動や計画への自信のなきを示していよう。彼らはカノッサの頃そして三月のフォルヒハイムの会議において次々と法王との約束を破つており⁶¹、これにも彼らの自信のなきや焦りが見られる。

ハインリヒのイタリア行（カノッサ行）はこのように相手側には決して絶望的な決死行とは映らなかつたのである。むしろ相手側にとっては王による新たな政勢とも見られ、危惧されていたのである。こうした雰囲気の中でカノッサでの交渉が行われたと見なければならないのである。

ところでカノッサでの王の悔悛を考える場合、これを伝える主な史料は、トリブールの時と同様すべて法王派ないし反王派のものばかりであり、王側の史料が欠けていることにも注意しなければならない⁶²。しかもそれらの記述は個々まちまちであり、悔悛の詳細な経過を確実に知ることはできない。ランペルトなどの主な史料が悔悛をみじめな劇的な姿で描いている点は多少共通しているが⁶³、これをそのまま当時の人々すべての印象として受け取ることは出来ないし、まして事の真相として見ることはできないであろう。

例えばランペルトは、王の支持者であるイタリアの諸侯にカノッサ事件への失望の中で次のように語らせている。「王は彼の地位に消し難い罪（汚点）をもたらした。彼はその恥すべき服従によって…帝国の名譽を犠牲にした」。

もし本当にこうした気持を当のイタリア諸侯やさらにドイツの王派の人々がもつていたのなら、彼らがカノッサ後に王から離反してもよかつたであろう²⁴⁾。実際には後述のように、彼らは依然として王にしつかりと付いていたのである。

他方、反王派の人々にとつてはカノッサ事件は決して歓迎すべきものではなかつた。このことは、ベルトルドがトリブールからカノッサの年にかけて例年ない大雪が降つたことを将来の悪いことへの予兆として見ているところにも示唆されている²⁵⁾。彼らの失望が大きかつたからこそ、ランペルトなどに見られるように彼らはこの事件を余計に王に不利になるよう誇張し、王に「屈辱」のイメージを与えて彼の立場を傷つける必要があつたのである。それが眞の屈辱なら反王派にとって歓迎すべきものであつたはずである。既出のランペルトの言葉は、カノッサ事件への反王派の不愉快な気持から何とか王を辱め、王への支持を崩そうとする意図から出てきたものと見るべきであるう²⁶⁾。

カノッサ事件が王にとつて眞の屈辱ではなく、偽瞞にすぎなかつたという反王派の不愉快な気持は、ベルナルドやボニーツォの次の記述にはつきり現れている。即ちベルナルドは、「王が赦免を「前代未聞の卑屈さの見せ掛けにて……もぎ取つた」と述べ²⁷⁾、ボニーツォは、「王は「その陰謀が知られると、外面向には粗暴さを捨てて、鳩のような純朴さを装つてカノッサに行き……余り賢明でないすべての人々を欺いた」と記し、「その策略を知らないわけではない」法王から赦免を得たと述べているのである²⁸⁾。

ともかくカノッサ事件が眞に屈辱であったのなら、これまで見てきた王の状況、立場からしてそこまでして悔悛を行う必要があったのかどうか疑問であろう。ハインリヒにはそのように見られないという計算があつたからこそ、彼はあえてカノッサでの悔悛を選んだというべきであろう。それにランペルトさえ認めていたように、ハインリヒには

王たる意識が常に強くあつたのである。このような王がそんな屈辱を甘受することは考えられないであろう。また一般的に言つて、中世では公的な教会悔悛は君主級の人にとって恥を意味していなかつたのである。

一方、王の悔悛についての法王自身の報告は、これも当然客観的なものではありえないにしても、事件の直後その印象がまだはつきりした中で書かれているため、事件の真相をより直接に伝えるものとして特別の重要性をもつてゐる。彼の報告は自らの行動を弁護、正当化する傾向をもつてゐるが、——この傾向は王の立場を出来るだけ惨めに見せようとすることになり、これが反王派の宣伝材料となつた——他方では法王自身のカノッサにおける窮状を強調しているのである。これは彼にとつてもカノッサ事件が決して歓迎すべきものではなかつたことを暗示してゐる。それは、勝ち誇つた法王が屈服した王を見下してゐるような姿ではなかつた。ドニーチォが伝えるように、王は形の上では確かに法王の前で十字形に腕を広げてひれ伏したかもしれない。しかし法王にとつて真の意味での優位に立つて王を屈服させたことを誇りうるものではなかつたのである。

グレゴリウスは王を受け入れるのに長く躊躇していた。——これもよく言われるようすに僧侶と政治家の立場の葛藤に苦しんだからというよりも、王がある程度の優位や余裕をもつ中にあつて赦免そして和解を強いられるごとに躊躇と考えるべきであろう。法王は王をいつかは赦免し和解することを求めていたが、それをこのよだな半ば強制される中ではなく、もっと自由な中で行うことを考えていたのであろう。それが既述のように法王のアウクスブルク會議への期待であつたと見ていいである。

法王にとつてカノッサ事件が不満足なものであつたことは、この時の両者の協定とも言うべき王の誓いがこれを示している。この中で王は、彼について出された不平や異議に関して法王の判決に従うとは言つてゐるもの、彼に

も法王にも妨害がない限りという条件を付け、トリブールでの協定と同じく、事実上いかようにも解釈できるようにしていたのである。

またこの協定は、王の状態について法王自身が侮り難いものと見ていたことを示している。というのは法王はドイツへ行く場合に王から保護の約束をわざわざ求めたのである。これと関連する他の手紙でも彼はドイツへの旅を確實にするために王の意見と援助の必要性を述べている⁴⁴。このことは法王がドイツへの旅を非常に危険なものと見ていた理由が、特に王の了解のないところにあつたことを示唆しているよう。ともかく法王が王を無力な存在と判断していたのなら、彼はそのような要求をする必要はなかつたのである。

ブルーノは、ザクセン人が彼らの手紙の中で法王が王から保護の約束を求めたことを非難していることを伝えているが⁴⁵、反王派にとって法王が王の力なり立場を認めるることは決して快いことではなかつたはずである。しかし法王は北イタリアにおいては勿論のこと、ドイツにおいても王の力を無視しては何も出来ないことを十分に承知していたのである。法王は一〇七六年後半から一〇八〇年の王への再破門に至るまで、王との最終的な決裂を出来るだけ避けていたのである⁴⁶。

法王は結局、カノッサでの行動によって反王派諸侯にとっての同盟者としての地位を失つたのであり、やがてフォルヒハイムでの諸侯会議への道を開いたのである⁴⁷。フォルヒハイムではカノッサの解決に不満をもつ反王派は、ハインリヒに代わりシュヴァーベン公ルートドルフを王に選ぶことによつて彼らと法王との協定も、そしてカノッサでの王と法王との協定をも空しいものにしたのである⁴⁸。この会議には法王使節も確かに参加したが、この使節はカノッサの協定を顧慮しようとし、新王選挙への法王の疑念を出していたのである⁴⁹。

他方、王の強力な支持者であった北イタリアの司教はカノッサの和解に不満ではあったが、王から離れることが依然として頑固に法王に反対していた。彼らと王との交際はカノッサの解決をむしろ空しくする虞さえあった。ドイツでも王に以前から忠実な人々は勿論のこと、一旦離れたかに見えた人々もカノッサ後はむしろ王に付いてくるのであつた。王のドイツへの帰還は方々で歓迎された。逆に反王派の二月のウルム、三月のフォルヒハイムの会議には参加者は僅かであった。彼らは最早トリブールの時の力さえ持ち得なかつたのである。

このように見てくると、カノッサ事件によって王権の名声は当時の人々の中で大きな痛手を受けたとか、さらには王権から神聖性が奪われたという見方が、如何に当時の人々の動きとは無関係な、観念的な抽象論にすぎないがが分るのである。この見方が当時意味をもっていたのなら、反王派や法王派はカノッサの結果に失望するどころか、大いに満足すべきものであつたであろう。カノッサの悔悛は、シュナイダーが指摘しているように、王権の神聖性の考え方には何の中斷ももたらさなかつたのである。その考えは依然としてカノッサ後の王と司教の間の新しい同盟への基礎であつた。

カノッサでの解決は、王にとってトリブールが敗北や降伏ではなかつた以上に、敗北や降伏ではなかつたと言つてもいいであろう。カノッサでの「王の誓い」も、トリブールでの「約束」と同じく粘り強い交渉の結果であつた。プラックマンも、トリブールからカノッサにかけての諸事件の中で最も決定的な特徴として、王がその権利を守るために交渉していたことを挙げている。カノッサでの行動は王にとって屈辱や恥と言つたものではなく、いろいろな可能性のある中で選択された一つの政策であり、せいぜい法王との単独講和とも言うべきものであつた。法王にとってはそれは不満足なものであり、暫定的な妥協にすぎないものであつた。

- 註(二) Lampert, op. cit., s. 398. C. Schneider, op. cit., ss. 198-199. 『註』
 (2) Ep. No. 18. 19. C. Erdmann, op. cit., s. 93.
- (3) Berthold, op. cit., s. 287. Bonizo, op. cit., s. 672.
 『註』
- (4) Bruno, c. 89. s. 330.
 W. von den Steinen, op. cit., s. 69. 『註』
 J. Haller, Der Weg nach Canossa. (Canossa als Wende, 1969) ss. 166-167.
- (5) H. Zimmermann, op. cit., s. 147, 158.
 Ibid. s. 157, 160. Lampert, op. cit., ss. 404-406.
 H. Beumann, op. cit., s. 49.
- (6) Donizonis vita Mathildis, MG. SS. XII. s. 381.
 H. Zimmermann, op. cit., s. 157.
 C. Schneider, op. cit., s. 208.
 Lampert, op. cit., s. 406. H. Zimmermann, op. cit., s. 144, 160.
 Lexikon des Mittelalters, (1983) Bd. II. s. 1442. 『註』
 H. Zimmermann, op. cit., s. 158. 161-162.
- (7) Donizo, op. cit., s. 388. H. Zimmermann, op. cit., s. 37, 145.
 R. Morghen, Gregorio VII. (1974) p. 136. 『註』
 H. Hawischka, op. cit., s. 25. 『註』
 A. Brackmann, Tribur, op. cit., s. 221.
 A. Hauck, op. cit., s. 807.
 Handbuch der Kirchengeschichte. Bd. III/I. (1973) s. 438. 『註』

- (3) H. Beumann, op. cit., s. 45.
本稿、第1章、注釈。
(3) Lampert, op. cit., s. 398, 400.
Epistola collectae, (P. Jaffé. Monumenta Gregoriana, 1865, 1964) 17. p. 543.
(3) H. Beumann, op. cit., s. 48.
(3) ibid, s. 47. 参照。
(3) H. Zimmermann, op. cit., s. 37, 134.
(3) ibid, s. 37. C. Schneider, op. cit., s. 203.
(3) Lampert, op. cit., s. 414.
(3) A. Brackmann, Tribur, op. cit., s. 185. 参照。
W. von den Steinen, op. cit., s. 76. 参照。
(3) Berthold, op. cit., s. 287.

カハニナリ
本稿、第1章、注釈。
Lampert, op. cit., s. 398, 400.
Epistola collectae, (P. Jaffé. Monumenta Gregoriana, 1865, 1964) 17. p. 543.
H. Beumann, op. cit., s. 48.
ibid, s. 47. 参照。
H. Zimmermann, op. cit., s. 37, 134.
ibid, s. 37. C. Schneider, op. cit., s. 203.
Lampert, op. cit., s. 414.
A. Brackmann, Tribur, op. cit., s. 185. 参照。
W. von den Steinen, op. cit., s. 76. 参照。
Berthold, op. cit., s. 287.

- ③ H. Zimmermann, op. cit., s. 139, 160.
- ④ ibid., s. 172-173.
- ⑤ Donizo, op. cit., s. 382.
- ⑥ H. Zimmermann, op. cit., s. 173.
- ⑦ ibid., s. 38. Lampert, op. cit., s. 406.
- ⑧ H.-X. Arquilliére, Grégoire VII à Canossa, a-t-il réintégré Henri IV dans sa fonction royale? (Canossa als Wende, 1969) s. 292.
- ⑨ Dictionary of Middle Ages. (1986) Vol. 7. p. 69.
- ⑩ G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. II s. 771. 「...出撫の如く、6歳の時に黙坐し、其の事蹟を物語る」
- Bernold, op. cit., s. 433.
- Reg. IV. 12a. C. Schneider, op. cit., ss. 203-204.
- Ep. No. 19, p. 52.
- Bruno, op. cit., c. 108, s. 356.
- F. Baethgen, op. cit., s. 400.
- C. Schneider, op. cit., s. 212.
- H. Beumann, op. cit., s. 58.
- ibid., s. 52.
- ibid., s. 56. C. Schneider, op. cit., s. 209.
- 「...出撫の如く、6歳の時に黙坐し、其の事蹟を物語る」
- Lampert, op. cit., s. 414, 416.
- G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. II. ss. 764-765, 769-771.

- ④ Lampert, op. cit., s. 418.
- ④ C. Schneider, op. cit., s. 210.
- ④ C. Erdmann, Tribur, op. cit., s. 114.
- ④ J. Haller, Das Papsttum. Idee und Wirklichkeit, (1965) Bd. II. s. 289.
- ④ H. Fuhrmann, op. cit., s. 171.
- Lexikon des Mittelalters, op. cit., Bd. II. s. 1442.
- ④ C. Schneider, op. cit., s. 187.
- ④ A. Brackmann, Tribur; op. cit., s. 185. 『註』
- ④ H. Beumann, op. cit., s. 49.
- ④ C. Schneider, op. cit., s. 210.
- ④ A. Brackmann, Tribur; op. cit., s. 184. 『註』
- ④ H. Zimmermann, op. cit., s. 124. 『註』
- W. von den Steinen, op. cit., s. 76. 『註』
- ④ H. Beumann, op. cit., s. 51.
- ④ C. Schneider, op. cit., s. 205.
- H. Zimmermann, op. cit., s. 176. 『註』

これがなぜ王は赦免一破門の解除一を求めたのか。これがどう見てもだらうに、破門が眞の意味で王の立場を崩してこない以上、王が自らの勢力を「回復」やるために赦免を求めたと考へねるよりは出来ないのである。やがて破門

の有無は、本質的には王の勢力の消長とは無関係なものであつたと見るべきであろう。

従つて王が赦免を求めた理由には、すでに別稿で示唆しておいたように、窮屈的には皇帝戴冠の問題しか残つていないと言うべきであろう。赦免と皇帝戴冠の問題の関連を直接証拠立てるものはないが、以下の間接証拠から見えてその関連を推測することは十分に可能なようと思われるのである。

一般にドイツ王が皇帝位を如何に重く見、強く求めていたかは、以下のいろいろな例から見て明らかである。ハインリヒ三世がストリートローマで三人の法王を罷免し、新たにクレメンス二世を立てた事件は改革法王序の開始を告げるものとしてよく知られている⁽⁴⁾。この事件は教会改革の視点からのみ見られることが多いが、ここにもシモニアなどで汚れていない法王から皇帝戴冠を受けようとするハインリヒ三世の強い願いを見るべきであろう。またハインリヒ五世のように、法王バスクアル二世を捕えてまで強制的に皇帝戴冠を手に入れた例もある⁽⁵⁾。その他、オット四世のようくに皇帝戴冠を達成するために種々な約束をしておきながら、一旦皇帝位を手に入れると約束を平然と破つてしまふ例も見られるのである⁽⁶⁾。同様な例は更にあげうるが、ともかくドイツ王にとて皇帝位の獲得が重要な目標であつたことは確かであろう。

ハインリヒ四世にも早くから皇帝位への願いが存在していた⁽⁷⁾。一〇六九年に彼が妃のベルタとの離婚希望をあきらめたのも、法王側が離婚の場合には皇帝戴冠をしないと声明したからであった⁽⁸⁾。王はこのため言わば人生上の重大な問題においても譲歩したのである。

また王は一〇七三年の法王との和解を求めた手紙の中で「ローマ人の王」という称号を使っている⁽⁹⁾。この称号はまだ皇帝になつていなかが将来なる予定の者の意であり、ハインリヒ二世ころよりぼつぼつ使われ始めてきたもので

ある⁶⁶。ハインリヒ四世の現存する手紙の中での称号を使つたのはここだけであり⁶⁷、しかもこの手紙が法王との和解を求めたものであることからして、和解と皇帝位との関連を強く示唆するものとして注目されるのである。実際一〇七四年の法王との和解に際して王はドイツでの彼の威信挽回のために今まで以上に皇帝位を望んでいたとフリシユは評している⁶⁸。

一〇七五年のクリスマスの時も王は皇帝冠を手に入れるために出来るだけ早くローマに行く計画をもつていた⁶⁹。このため翌年一月のヴォルムス会議において、法王への王の手紙の中で、法王が王から「イタリア王国」を奪おうとしたことが強調されていることは⁷⁰、後にふれるように皇帝位への意識と強く関連していると見うるのである。同様に同年の復活祭ごろに出された王の手紙（宣伝文書）の中で、法王が王権や皇帝権が神の手の中ではなく、自らの手の中にあるかのように王から王権を奪おうとしていると述べられている⁷¹。この言葉の中にも破門により皇帝権への望みが奪われる虞が示唆されていると見ていいであろう。

さらに後一〇八十年以後ローマを占領するために王が何度も執拗に遠征したのも、第一に新しく法王に立てたクレメンス三世をそこで正式に即位させ、彼より皇帝戴冠を受けるためであった⁷²。この三年に及ぶローマ占領のために払われた異常な努力こそ、王の皇帝戴冠への希望が如何に強いものであつたかを最も明瞭に示すものであろう。

このようにハインリヒにとつても皇帝位の獲得は、一〇八四年に実現するまで終始変らぬ重要な目標であつたと言えよう⁷³。事実、一〇八四年に皇帝になつて以後の王の手紙にはすべて例外なく皇帝の称号をつけていることも、彼の皇帝位への意識の強さを感じさせるものである⁷⁴。

一方、グレゴリウスも就任早々から皇帝権に積極的な意味を与えた、王についての願いとして一〇七三年六月の手

紙の中で、王を皇帝権を受けるにふさわしい人物に鍛え上げることだと述べている⁽³⁾。またカノッサ事件以前の種々な機会に、法王は王に事実上皇帝的な地位を与えたり、皇帝位への期待を王に抱かせていくのである。

例えば一〇七四年十二月の王へ十字軍遠征を知らせる手紙において、彼は王のことを「神が権力の頂点に据えたあなた、多くの人々が正しき道から逸れるか、それともキリスト教信仰を守るかが懸かっているあなた」と呼び、遠征に行く際には「神について、あなたにローマ教会を委ねる」とさえ述べているのである⁽⁴⁾。

さらに破門後の一〇七六年の夏の手紙においても、王が法王の忠告を聞き教会に帰つてくる時には、王を「最も広い王国の支配権をもち、普遍的な平和と正義の守護者であるべき者」として迎えると述べている⁽⁵⁾。同年九月の手紙においても、「ローマ帝国の栄誉が大きな破滅に向かわないよう、王の傷に慈悲の油をつけなさい」と呼びかけているのである⁽⁶⁾。

逆に、一〇七六年そして一〇八〇年の四旬節會議で法王が王よりドイツとともにイタリアの統治権を取り上げたことは、このように法王が期待していたハインリヒの皇帝位への登位資格を奪うものであったと言えよう⁽⁷⁾。

ボニーヴィオの次の報告も、それがどこまで正しいかは別として、當時皇帝位を求める意図なり願いが王の周辺に存在していたことを暗示している。即ち、諸侯はトリブールでもし王が誓いを守る場合、彼らが王とともにイタリアに行き、王が皇帝位を受けるようにすることを誓つたという。ベルトルトの次の報告も、多少その時期に問題はあるが、王の周辺に當時皇帝位への意欲があつたことを示している。彼は、王がカノッサへの行動に移る前にグレゴリウスを追放し、他の者を法王にしてこの人物より皇帝位をもらうことを考えていたと述べているのである⁽⁸⁾。

そのほかカノッサ事件の時か、あるいはその後に王が法王とイタリア王冠について協議したらしいことも同様のこと

とを暗示してゐる。このイタリア王冠を皇帝戴冠への予備段階と見るにとは、オットー一世などの先例から見て十分可能である。

以上のような様々な例から見て、ハインリヒには早くから皇帝位への願望が存在していたと見ていいであろう。この皇帝位への願望こそ、王をトリブールそしてカノッサへと動かした最も根本的な動機であったと言えよう。従つてもしハインリヒがすでに皇帝になつたあとに破門が行われていたのなら、カノッサ事件のようなものは起らなかつたと言つてもよしのである。この仮説だけ考えてみても、皇帝位の重要性が推測できるであろう。

ハインリヒをはじめドイツ王が強く求めたこの皇帝位は、当時は伝統的に法王の手によってしか与えられないものになっていた⁶⁰。このため如何に王の立場が強力であるとも、破門されたままでは法王から皇帝位を受けることは不可能であった。ここにハインリヒが赦免を熱心に求めた理由があるのであり、決して破門が王の勢力を崩したからではなかつたのである。

もつとも王にはグレゴリウスから赦免を求めるどิるか、彼を無視して或いは追放して別の者を法王に立て、この人物から皇帝冠を受ける可能性も存在した。実際王はこの方向を二月のヴォルムス会議前後には考えていたが⁶¹、やがてこの方針を放棄して和解の道をとつたのである。この理由については別稿ですでに述べた通りである⁶²。一〇八年の再破門の際に最早再びカノッサ事件のようなものが起らなかつたのも、破門の影響の問題ではなく、王が和解を考えず新しい法王を立て、この人物より皇帝冠を受ける方針を取つたからにすぎないのである。

注(1) A. Brückmann, Tribur, op. cit., s. 211. 参照。

(2) 前掲拙稿、上九ページ。前掲拙稿、上十五、十九—二十ページ。

- (3) B. Schimmelppenig, Das Papsttum. (1984) s. 128.
- (4) H. Fuhrmann, Deutsche Geschichte im hohen Mittelalter. (1978) s. 56.
- (5) Ibid, s. 104.
- (6) R. Buchner, Deutsche Geschichte im europäischen Rahmen. (1975) s. 118.
- (7) G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. II. s. 639. 『註』
- (8) Cambridge Medieval History, Vol. V. (1926, 1968) p. 134. 『註』
- (9) F.-J. Schnale, Die Anfänge des Reformpapsttums unter den deutschen und lothringisch-tussischen Päpsten. (Das Papsttum. I. 1985) s. 151.
- (10) C. Erdmann, Die Briefe Heinrichs IV. (1937) (註 B. II. 107^回) Nr. 5. s. 8.
- (11) H. Beumann, Der deutsche König als „Romanorum rex“. (1981) s. 66, 75.
- (12) くそくは、アーヴィングの著書、(註) 『註』
- (13) A. Fliehe, La Réforme Grégorienne, t. II. (1924-37, 1978) p. 150.
- (14) G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. II. s. 586.
- (15) くそくは、西暦646年最後の神羅・アーヴィングの著書 (Reg. III. 10) 『註』
- (16) B. H. Nr. II. s. 14. 『註』
- (17) B. H. Nr. 12. s. 16.
- (18) 黑禪「歴年 2 月 11 日」(大和御年号第11回) (昭和五十八年) 大正14年 - 5月。
- (19) A. Brackmann, Tribur, op. cit., s. 204. 『註』
- (20) B. H. Nr. 18~42. (ss. 27~64.)
- (21) Reg. I. 19. くそくは帝權と教權が協調して、帝の主導権を強調する形で記載。
- (22) Reg. I. 11.
- (23) Reg. II. 31.
- (24) Ep. 14, p. 38.

- ◎ Reg. IV. 3.
- ◎ Reg. III. 6a, VII. 14a.
- ◎ Bonizo, op. cit., s. 671.
- ◎ Berthold, op. cit., s. 288.
- ◎ H. Beumann, op. cit., s. 59.
- G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. II. ss. 769-770.
勿論、王はイタリア王継承争いの前から実質的にイタリア王となりながら、ソレでは形式上の、正式の戴冠が問題にならなかったのだ。
- ◎ J. Fleckenstein, Grundlagen und Beginn der deutschen Geschichte. (1980) ss. 169-171.
- ◎ G. Barraclough, Medieval Papacy. (1968) p. 58.
- ◎ B. H. Nr. 10. s. 13.
- ◎ 前掲拙稿、1)十九～二十六。
- カノッサ事件のいわゆる「インリセ」と「コラウス」の立場を公平に見れば、決して前者が一方的に屈服しなければならないような状況ではなかった。王の状況はカノッサや「屈辱」を受けねばならないほど追い詰められてはいなかつた。カノッサ事件は王について真の意味で決して屈辱ではなかつたのである。
- 反対派に対したとえ優位ではないとしても、少なくともなお対抗力をもちえた王がなぜ赦免を求めたのであるうか。この理由に関しては、破門の影響による王の勢力失墜が本質的に問題にならない以上、当面問題になるのは赦免

による皇帝戴冠の達成だけである。これも破門の影響と言えば影響だが、これが從来言わされている意味での影響ではないことは明らかである。

しかし王はカノッサにおいて言わば無理やり強引に法王から赦免を奪い取つたものの、皇帝戴冠の約束まで手に入ることは出来なかつた。これは如何に王の立場が強くとも、赦免の時の悔悛のように手続きさえ踏めば手に入りうるというものではなかつたからである。この意味でカノッサでの解決は、法王にとって不満であつたばかりではなく、王にとうても十分に満足のいくものではなかつたのである。

ハインリヒをはじめドイツ王がこのように強く求めた皇帝位が、どんな利益をドイツ王にもたらしたのかについては、また稿をあらためて論じなければならないと思う。しかし一般的に言えば、皇帝位は直接的、具体的な利益をもたらすと言うよりも、高い権威や名声と言つた一見空しく思われる地位を与えるものであつたと言えよう。だがこのような権威や名声が人々を動かし、歴史を動かしてきたことも事実であり、こうした面にも我々は十分注目しなければならないと思うのである。

(昭和六十二年十一月二十四日稿)